

埼玉県中小企業制度融資利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、産業労働部金融課が所管する埼玉県中小企業制度融資要綱（以下「制度融資要綱」という。）に基づき、融資を受けた中小企業者等の金利負担を軽減するため、取扱金融機関に対して、予算の範囲内において、利子補給金を交付する。

2 前項の利子補給金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象者)

第2条 利子補給金の交付を受けることができる者は、制度融資要綱で定められた資金を融資実行した取扱金融機関とする。

(利子補給金交付の回数及び額)

第3条 利子補給金の交付は、前期分及び後期分の年2回とし、その額は、次の各号に定める額（以下「算出額」という。）とする。

(1) 前期分については4月末日及び8月末日を基準日とし、各資金の当該年度の基準日における貸付残高の合計額を2で除した額に、別表に定める資金ごとの利子補給率を乗じ、それを2で除した額の合計額

(2) 後期分については10月末日及び2月末日を基準日とし、各資金の当該年度の基準日における貸付残高の合計額を2で除した額に、別表に定める資金ごとの利子補給率を乗じ、それを2で除した額の合計額

2 基準日において次の各号に掲げる事由に該当する融資の貸付残高は、前項の貸付残高に含めないものとする。

(1) 制度融資要綱で定める条件に合致しない条件で実行された融資

(2) 代位弁済請求中である融資又は債務者が期限の利益を喪失している融資

(3) 知事が埼玉県中小企業経営安定対策要綱に基づいて指定している再生手続開始申立等企業に対する融資

(4) 制度融資要綱に定める最長融資期間の最終日である融資又は最終日を経過した融資

(5) その他知事が利子補給の対象とすることが適当でないと認めた融資

3 算出額が1万円未満のときは、利子補給金の交付を行わないものとする。

4 利子補給金の交付にあたり、算出額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(交付申請書の様式)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付申請書の提出)

第5条 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、前期分については当該年度の9月30日、後期分については当該年度の3月20日とする。

2 前項において提出期限が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その日の前日をもって提出期限とみなす。

(記載事項等の省略)

第6条 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は記載することを要しない。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定兼確定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書及び同第14条の額の確定に係る通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(利子補給金の請求)

第8条 前条の交付決定兼確定通知書の交付を受けた者は、当該交付決定兼確定通知書を受領した日から10日以内に、様式第4号の埼玉県中小企業制度融資利子補給金請求書を知事に提出するものとする。

(書類の保管)

第9条 利子補給金の交付を受けた者は、利子補給金の交付に係る関係書類を利子補給金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付について必要な事項は、知事と取扱金融機関及び埼玉県信用保証協会とが協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

3 経営安定資金（知事指定等貸付）特定業種関連の実施に伴い、令和3年12月23日から令和4年3月31日までの間、以下のとおり暫定措置を講ずる。

(1) 本則第3条第1項の規定にかかわらず、経営安定資金（知事指定等貸付）特定業種関連に係る利子補給金の交付額は、以下の方法により算出した額とする。

ア 後期分については、1月末日と2月末日での貸付残高の合計額を2で除した額に、0.7%を乗じ、これを4で除した額

(2) 本則第4条の規定にかかわらず、申請書の様式は様式第1-3号のとおりとし、申請書に添付する書類は様式2-3号のとおりとする。

4 設備投資促進資金（エネルギー対策特例）の実施に伴い、令和4年7月8日から令和4年9月30日までの間、以下のとおり暫定措置を講ずる。

(1) 本則第3条第1項の規定にかかわらず、設備投資促進資金（エネルギー対策特例）に係る利子補給金の交付額は、以下の方法により算出した額とする。

ア 前期分については、8月末日の貸付残高に7分の11を乗じた額を2で除した額に、0.7%を乗じ、これを2で除した額に24分の11を乗じた額

(2) 本則第4条の規定にかかわらず、申請書の様式は様式第1-4号のとおりとし、申請書に添付する書類は様式2-4号のとおりとする。

5 要件緩和型経営安定資金（経営改善おうえん特例）の実施に伴い、令和6年7月1日から令和6年9月30日までの間、以下のとおり暫定措置を講ずる。

(1) 本則第3条第1項の規定にかかわらず、経営あんしん資金（経営改善おうえん特例）に係る利子補給金の交付額は、以下の方法により算出した額とする。

ア 前期分については、7月末日と8月末日での貸付残高の合計額を2で除した額に0.4%を乗じ、これを4で除した額

(2) 本則第4条の規定にかかわらず、申請書の様式は様式第1-5号のとおりとし、申請書に添付する書類は様式2-5号のとおりとする。

（中略）

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和元年度に実行した経営安定資金（大臣指定等貸付・災害復旧関連・大臣指定災害）、経営安定資金（大臣指定等貸付・特定業種関連）又は要件緩和型経営安定資金（経営あんしん資金）のうち、融資対象者が融資実行時において新型コロナウイルス感染症の影響を受けていた場合であって、令和2年4月1日以降の融資利率をそれぞれ0.5%以下、0.6%以下、0.8%以下とした場合にあっては、別表中の利子補給率をそれぞれ0.7%、0.7%、0.5%と読み替えて適用するものとする

（中略）

附 則

1 この要綱は、令和4年7月8日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

資 金 別 利 子 補 給 率

(単位：％、年率)

資 金 名		平成２５年度 融資実行分	平成２６年度 融資実行分	平成２７年度 融資実行分	平成２８年度 融資実行分	平成２９年度 融資実行分	平成３０年度 融資実行分	令和元年度 融資実行分	令和２年度 融資実行分	令和３年度 融資実行分	令和４年度 融資実行分	令和５年度 融資実行分	令和６年度 融資実行分	令和７年度以後 融資実行分
事業 資金	一般貸付 (予約貸付を除く)	0.1												
	短期貸付	0.675 (保証付き)	0.475(保証付き)											
		0.175 (保証なし)	0.075(保証なし)											
小規模事業資金 (予約貸付を除く)		0.1							0.1 (経営革新企業特例 の場合は0.2)					
起業家育成資金		0.7	0.5											
女性・若者経営者支援資金 (旧女性経営者支援資金)		0.7	0.5								－			
設備投資促進資金 (旧企業成長設備資金、 旧企業成長サポート資金)		0.5	0.3					0.5				0.5 0.6 *4 0.7 *5	0.5 0.6 *4	0.5 0.6 *7
産業創造資金 (旧事業資金・働き方改革企業優遇 貸付含む)		0.5	0.3					0.3 (テレワーク 要件は0.7)			0.3			
	経営革新計画促進貸付 (旧経営革新計画促進融資)	－		0.5										
	事業承継特別貸付	－							0.5					
	事業承継支援貸付	－							0.3					
	エネルギー対策強化融資	0.7	0.5		－									
	産業立地貸付 (旧産業立地資金)	0.3 (保証付き)	0.2(保証付き)											
		0.1(保証なし)												
経営安定資金 (震災特別貸付を除く)		0.7	0.4					(0.7) *1	0.4 0.7 *2	0.5 0.7 *3	0.4 0.7 *3		0.4	
伴走支援型経営改善資金		－									0.4	0.6		－
要件緩和型経営安定資金		0.3	0.2					(0.5) *1	0.2 0.5 *2	0.2			0.2 0.4 *6	0.2 0.6 *8

*1：令和２年４月１日改正時附則２参照
*2：融資対象者が新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合
*3：融資対象者がエネルギー・原材料価格高騰の影響を受け、知事指定等貸付（特定業種関連）を利用した場合
*4：融資対象者がカーボンニュートラルの実現、DXの推進、事業再構築の推進のいずれかの要件を利用した場合
*5：融資対象者がエネルギー対策特例を利用した場合
*6：融資対象者が経営改善おうえん特例を利用した場合
*7：融資対象者が人手不足対応特例を利用した場合
*8：融資対象者が物価高騰特例を利用した場合